

## 伊丹北高等学校の校則 (生徒手帳 p 25～ p 32 より)

### 服装等の規程

登下校ならびに学校の学習活動の際には、「服装等の規程」を順守すること。

#### 1. 服 装

男 子 (すべて本校指定のもの)

##### 冬 服

- ・濃紺のブレザー ・ 徽章
- ・白またはブルーの長袖シャツ
- ・ネクタイ
- ・濃紺のスラックス
- ・スクールセーター (防寒用・希望者購入)

##### 夏 服

- ・白またはブルーの半袖シャツまたは半袖ポロシャツ
- ・グレーのスラックス

女 子 (すべて本校指定のもの)

##### 冬 服

- ・濃紺のブレザー ・ 徽章
- ・白またはブルーの長袖シャツ
- ・ネクタイ
- ・濃紺のスカートまたはキュロットまたはスラックスから選択して着用
- ・スクールセーター (防寒用・希望者購入)

##### 夏 服

- ・白またはブルーの半袖シャツまたは半袖ポロシャツ
- ・グレーのスカートまたはキュロットまたはスラックスから選択して着用

##### 更 衣

冬服着用期間 10月～5月【移行期間を含む】

夏服着用期間 6月～9月

※5月、10月前後に約1ヶ月程度の移行期間を設ける。

※移行期間中は、冬服・夏服のどちらを着ても良いものとする。

制服着用に関する注意

◇冬服着用時、校内に限りブレザーを着用せず、セーター姿・シャツ姿になってもよいが、登下校には必ずブレザーを着用すること。

但し、気候の変化に対応するため、生徒部より5月、10月前後に別途指定する「移行期間」においてはセーター姿での登下校を認める。(本校指定のスクールセーターに限る。)

◇長袖姿及びブレザー、セーターを着たときは、必ずネクタイを着用する。

◇夏服着用期間であっても、気候に応じて、冬服の着用を認める。

その他

◇ソックス

始業式等の儀式のときの靴下の色は紺・黒とする。普段においては白・グレーも可とする。但し、ルーズソックスは不可とする。

◇防寒着（防寒着はブレザーを着用した上で、更に防寒の必要がある場合、着用を認める。）

・上着

華美でないコート。体育授業時使用のウインドブレーカー及び部活動で使用しているウインドブレーカーは可とする。但し、登下校時に限る。

◇ネクタイ・徽章を紛失した者は職員室の生徒部で購入すること。

## 2. 頭髪, その他

頭髪は高校生にふさわしい髪型をすること。男女ともパーマ, 脱色, 染色, 加熱, 極端な刈り上げ等は厳禁。

余計な装飾は禁止する。化粧, 色つきリップクリーム, マニキュア, ネックレス, イヤリング, ピアス, カラーコンタクト, 指輪等は厳禁。

上履は, 学校指定のものを使用する。

病気, ケガ等その他特別な事情がある場合は, 異装を認めるが必ず届を出すこと。

服装, 頭髪等についても教員からの度重なる注意, 指導に従わない場合は特別指導となる。

## 校内・校外生活について

- ・学習に不必要なものは一切学校に持ち込まないこと。
- ・貴重品の保管・管理は各自で責任を持ち, 特に教室を空ける時は貴重品袋を使用すること。
- ・登校後の外出は禁止する。やむを得ず外出する時は, 外出許可を受けること。
- ・昼食は教室または食堂等で食べる。尚, 休憩時間での校庭及び廊下での飲食は慎むこと。
- ・アルバイトは原則として禁止する。やむを得ず行わなければならない場合(経済的理由等)は, 必ず担任の教師に相談すること。但し, 許可できないことがある。
- ・校内外を問わず, 問題となる行動, 法に触れる行為は絶対にしてはならない。
- ・学校の構内における生徒の選挙運動や政治的活動, 投票運動は禁止する。また学校の構外における選挙運動(18歳以上に限る), 及び政治的活動は家庭の理解, 責任の下, 生徒が判断して行うことができる。但し違法なもの, 暴力的になるおそれが強いものや学業, 生活などに支障があると認められる場合にはこれを制限または禁止する場合がある。

## 単車・自動車について

1. 本校生の単車・自動車等の運転免許証の取得を禁止する。
2. 特別の事情により, やむを得ず運転免許証の取得および単車・自動車の使用を必要とする者は, その旨, 保護者より学校に願い出て許可を受ける。